

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇〇号 特許権侵害差止等請求事件

直送済

原告 株式会社〇〇〇〇

被告 〇〇〇〇株式会社

証拠説明書 (1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第〇〇部〇係 御中

被告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙1	公開特許公報 (特開平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許発明は、本号証に記載された発明と乙2又は乙3に記載された発明を組み合わせることにより、容易に容易に想到できたものであること。
乙2	特許公報 (特公平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	乙1に記載された発明と本号証に記載された発明を組み合わせることにより、本件特許発明は容易に想到できたものであること。
乙3	公表特許公報 (特表平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	乙1に記載された発明と本号証に記載された発明を組み合わせることにより、本件特許発明は容易に想到できたものであること
乙4	公開実用新案公報 (実開平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前に〇〇〇〇は周知技術であったこと。

乙 5	実用新案公報 (実公平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前に〇〇 〇〇は周知技術であつ たこと。
乙 6	公表実用新案公報 (実表平〇〇-〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前に〇〇 〇〇は周知技術であつ たこと。
乙 7	実願平〇〇-〇〇〇〇 〇〇号(実開平〇〇- 〇〇〇〇〇〇号)のマ イクロフィルム	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前の△△ △△に関する公知技術 の内容。
乙 8	実願平〇〇-〇〇〇〇 〇〇号(実開平〇〇- 〇〇〇〇〇〇号)のC D-ROM	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前の□□ □□に関する公知技術 の内容。
乙 9	意匠公報 (意匠登録第〇〇〇〇 〇〇〇)	写し	平〇.〇.〇	特許庁	本件特許出願前に△△ △△は周知技術であつ たこと。
乙 1 0	〇〇〇〇著,「〇〇〇 〇について」(雑誌『〇 〇研究』第〇巻第〇号 〇〇頁~〇〇頁)	写し	昭〇.〇.〇	社団法人〇〇 学会	本件特許出願前に〇〇 〇〇は技術常識であつ たこと。
乙 1 1	〇〇〇〇著,『〇〇講 座 第〇巻〔新版〕』 抜粋(〇〇頁~〇〇頁)	写し	平〇.〇.〇	株式会社〇〇 出版社	本件特許出願前に△△ △△は技術常識であつ たこと。
乙 1 2	〇〇ほか 5 名編,『△ △理化学辞典〔第 5 版〕』抜粋(〇〇〇頁 「□□」の項及び奥付 部分)	写し	平〇.〇.〇	株式会社△△ 書店	「□□」とは, 〇〇〇 〇〇〇ということの意味す る事実。
乙 1 3	〇〇編,『△△△〔第 3 版〕』抜粋(〇〇〇 頁「□□」の項及び奥	写し	平〇.〇.〇	株式会社△△ 堂	「□□」とは, 〇〇〇 〇〇〇ということの意味す る事実。

	付部分)				
乙14	報告書	原本	平〇.〇.〇	〇〇〇 (被告 技術主幹)	被告製品が本件特許発 明の実施とは異なる態 様で実施されている事 実
乙15の 1~10	写 真 10枚 被写体 被告製品 撮影時期 平〇.〇.〇 撮影者 〇〇〇〇 (被告従業員)				被告製品が本件特許発 明の実施とは異なる態 様で実施されている事 実。